

福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、雪害対策編、震災対策編、原子力災害対策編)

目次

本	編	1
雪害対策編		19
震災対策編		28
原子力災害対策編		35

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 福井県の概況 第1 自然的条件 （1）～（4）（略） （5） 気象の概要 略</p> <p>春には、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、時には低気圧が日本海で急速に発達することがある。この低気圧に向って強い南風が吹き込み、本県地方はフェーン現象によって空気が乾燥し高温となり、時として大火を発生させる要因となる。また積雪の多かった年には、雪解けが進み低気圧に伴う雨も加わって、融雪洪水が起こることもある。</p> <p>梅雨期は、6月上旬から7月下旬ごろまでであるが、特に梅雨末期、南方洋上にある熱帯低気圧や台風が北上する場合は、本州付近に停滞する梅雨前線が活発となって大雨をもたらすことがある。</p> <p>平成16年7月18日の『平成16年7月福井豪雨』（福井市美山町総降水量285ミリ）では、嶺北を中心に1時間80ミリ以上の猛烈な雨を観測し、平成18年7月15日から19日にかけての『平成18年7月豪雨』（勝山市総降水量477ミリ）では、嶺北を中心に激しい雨が断続的に降り続いた。</p> <p>太平洋高気圧の勢力が強まり梅雨前線が日本付近から北上すると夏となり、年間を通して最も天気安定した時期に入る。</p> <p>8月も半ばを過ぎると大陸には冷たい高気圧が現われ始め、梅雨明けのとき北上した前線は再び南下し、9月上旬ごろから10月中旬ごろまで本州南岸付近に停滞（秋雨前線）するようになる。ちょうどこのころ台風が南方洋上から本土に接近してくる。福井県に影響を与える台風は、平均して1年に2個程度、多い年は数個である。台風で直接に災害にあった回数を調べてみると、6月から10月の期間に多く、中でも9月に大きな災害が集中している。</p> <p>台風による災害は、台風の強さ、経路、通過する土地の地形的条件や、台風接近前の前線の位置によりかなり差異があるが、一般的にみて、風は台風が進行方向にある土地の西側を通る場合のほうが東側を通るときより強くなり、台風通過後の吹き返して再び強くなる。</p> <p>また、雨は台風本体、前線および地形的影響等の条件が重なると大雨となり、災害が起こることがある。</p> <p>地形的に大雨が降りやすいのは、奥越山間部と若狭地方で、昭和40年9月14日から15日の奥越地方の集中豪雨は、元大野郡西谷村本戸（県営笹生川ダム）で日雨量844ミリを観測した。これは、台風24号前面の前線が台風の北上に伴って活発化し、驚異的な大雨となったものである。続いて9月17日から18日にかけて、若狭地方を中心に300～500ミリの豪雨があった。これは、台風24号自体の雨もあるが、それよりも台風の経路が若狭地方の比較的近くの南方を通り、強い北風による地形の影響が加わったためである。</p> <p>また、平成25年9月16日の福井県に全国初の特別警報が発表された台風18号では、24時間雨量が、小浜市で観測史上最大の384ミリ、おおい町で309ミリ、美浜町で284.5ミリ、敦賀市で215ミリを観測するなど嶺南地域を中心とした大雨により、土石流や浸水害等の被害が発生した。</p> <p>秋になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、代わって大陸の高気圧が発達するようになり、高気圧と低気圧が交互に日本付近を通り、天気は周期的に変化するようになる。</p> <p>しかし、低気圧が日本海で発達して通過する時、西寄りの強風のため県下の海岸では高波による被害が発生することがある。昭和51年10月28日から29日と昭和55年10月26日から27日には越前海岸から若狭湾</p>	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 福井県の概況 第1 自然的条件 （1）～（4）（略） （5） 気象の概要 略</p> <p>春には、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。時には低気圧が日本海で急速に発達することがあり、この低気圧に向って強い南風が吹き込むと、本県は気温が高く乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生する事がある。火災が起こると延焼しやすくなるために、大火の要因となる。またほか、積雪の多かった年には、雪解けが進み低気圧に伴う雨も加わって、融雪洪水が起こることもある。</p> <p>梅雨期は、6月中旬から7月下旬ごろまでであるが、特に梅雨末期は北陸付近に前線が停滞するため、大雨に注意が必要である。南方洋上にある特に、熱帯低気圧や台風がの北上に伴って暖かく湿った空気が前線に流れ込むる場合は、本州付近に停滞する梅雨前線の活動が活発となって大雨をもたらすことがある。</p> <p>平成16年7月18日の『平成16年7月福井豪雨』（福井市美山町総降水量285ミリ）では、嶺北を中心に1時間80ミリ以上の猛烈な雨を観測し、平成18年7月15日から19日にかけての『平成18年7月豪雨』（勝山市総降水量477ミリ）では、嶺北を中心に1時間に30ミリ以上の激しい雨が断続的に降り続いた。</p> <p>太平洋高気圧の勢力が強まり梅雨前線が日本付近から北上すると夏となり、年間を通して最も天気安定した晴れが多い時期に入る。</p> <p>8月も半ばを過ぎると、太平洋高気圧が次第に弱まり、大陸には冷たい高気圧が現われ始める。梅雨明けのときに北上した前線は再び南下し、9月上旬ごろから10月中旬ごろまで本州南岸付近に停滞（秋雨前線）するようになる。9月は8月の次に、台風の発生数と接近数が多く、ちょうどこのころ台風が南方洋上から本土に接近してくる。福井県に影響を与える（接近する）台風は、平均して1年に2～3個程度、多い年は数個である。台風で直接に災害にあった回数を調べてみると、6月から10月の期間に多く、中でも9月に大きな災害が集中している。</p> <p>台風による災害は、台風の強さ、経路進路、通過する土地の地形的条件や、台風接近前の前線の位置によりかなり差異があるが、一般的にみて、台風の進行方向に向かって右の半円では、台風の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため、風が強い。台風の中心付近が通過した後は風向きが反対の強い風が吹き返す可能性がある。風は台風が進行方向にある土地の西側を通る場合のほうが東側を通るときより強くなり、台風通過後の吹き返して再び強くなる。</p> <p>また、雨は台風本体、前線および地形的影響等の条件が重なると大雨となり、災害が起こることがある。</p> <p>地形的に大雨が降りやすいのは、奥越山間部と若狭地方で、昭和40年9月14日から15日の奥越地方の集中豪雨は、元大野郡西谷村本戸（県営笹生川ダム）で日雨量844ミリを観測した。これは、台風24号の北に停滞する前面の前線が台風の北上に伴って活発化し、驚異的な大雨となったものである。続いて9月17日から18日にかけて、若狭地方を中心に300～500ミリの豪雨があった。これは、台風24号自体の雨もあるが、それよりも台風の経路進路が若狭地方の比較的近くの南方を通り、強い北風による地形の影響が加わったためである。</p> <p>また、平成25年9月16日の福井県に全国初の特別警報が発表された台風18号では、24時間雨量が、小浜市で観測史上最大の384ミリ、おおい町で309ミリ、美浜町で284.5ミリ、敦賀市で215ミリを観測するなど嶺南地域を中心とした大雨により、土石流や浸水害等の被害が発生した。</p> <p>秋はになると太平洋高気圧の勢力が弱まり、代わって大陸の高気圧が発達するようになり、高気圧と低気圧が交互に日本付近を通り、天気は周期的に天気が変化するようになる。</p> <p>しかし、低気圧が日本海で発達して通過する時は、西寄りの強風のため県下の海岸では高波による被害が発生することがある。昭和51年10月28日から29日と昭和55年10月26日から27日には越前海岸から若狭湾</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行							改 正 案						
にかけて大きな被害が出た。 第2 社会的条件 (1) 人口 平成22年10月の国勢調査によれば、本県の人口は806,314人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回(平成17年)に比べ1.9%減少した。							湾にかけて大きな被害が出た。 第2 社会的条件 (1) 人口 平成27年10月の国勢調査によれば、本県の人口は786,740人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回(平成22年)に比べ2.4%減少した。						
福井県の人口の推移							福井県の人口の推移						
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口数	817,633人	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	人口数	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人
対前回増加率	2.9%	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	対前回増加率	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%
(資料：国勢調査)							(資料：国勢調査)						
年齢別人口の構成比では、老年人口が25.2%であり、老年人口が増加する傾向が続いている。							年齢別人口の構成比では、老年人口が28.6%であり、老年人口が増加する傾向が続いている。						
福井県の年齢別人口の推移							福井県の年齢別人口の推移						
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口(0~14歳)	176,135人	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	年少人口(0~14歳)	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人
構成比	21.5%	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	構成比	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%
生産年齢人口(15~64歳)	536,679人	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	生産年齢人口(15~64歳)	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人
構成比	65.6%	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	構成比	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%
老年人口(65歳以上)	104,794人	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	老年人口(65歳以上)	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人
構成比	12.8%	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	構成比	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%
全国老年人口構成比	10.3%	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	全国老年人口構成比	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%
ただし、年齢不詳人口を除く。 (2)～(4) (略)							ただし、年齢不詳人口を除く。 (2)～(4) (略)						
第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1～5 (略)							第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1～5 (略)						
第6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略)							第6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略)						
(3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水							(3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水						

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>位情報の通知および周知を実施する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の基準ならびに避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>第7 地下空間の浸水対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地下街等の所有者または管理者の責務</p> <p>市町地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告し、当該計画を公表するものとする。</p> <p>また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務</p> <p>市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成および自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。</p> <p>また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>第9～11 (略)</p> <p>第2節(略)</p> <p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 土砂災害対策</p> <p>(1) 砂防事業</p> <p>山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流およびその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。</p>	<p>位情報の通知および周知を実施する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。<u>洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。また、市町の長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の<u>具体的な発令基準</u>ならびに避難勧告等の<u>具体的な発令区域・タイミング</u>、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>第7 地下空間の浸水対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地下街等の所有者または管理者の責務</p> <p><u>浸水想定区域に位置し</u>、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告し、当該計画を公表するものとする。</p> <p>また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務</p> <p><u>浸水想定区域に位置し</u>、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u>また、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。</p> <p><u>また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。</u></p> <p>第9～11 (略)</p> <p>第2節(略)</p> <p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 土砂災害対策</p> <p>(1) 砂防事業</p> <p>山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流およびその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。</p> <p><u>特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2～4（略）</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3）市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>また、<u>土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第4～12節（略）</p> <p>第13節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 道路施設</p> <p>道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資設備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに通信設備の運用体制の強化を図る。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>第2 気象等観測体制の整備</p> <p>気象等観測施設の設置者および管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測者の観測技術の習熟および精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>また、観測した気象資料について、他の防災関係機関の求めに応ずる体制を整えておくものとする。</p> <p>第3～5（略）</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 市町防災活動体制</p> <p>（略）</p> <p>市町は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方</p>	<p><u>備を実施する。</u></p> <p>第2～4（略）</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3）市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>また、<u>面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p><u>第6 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務（新設）</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市町長に報告するものとする。</u></p> <p>第4～12節（略）</p> <p>第13節 交通施設災害予防計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 道路施設</p> <p>道路管理者（<u>国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市町等含む。以下「道路管理者」という。</u>）は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資設備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、<u>最新の情報通信関連技術の導入など</u>、通信設備の運用体制の強化を図る。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>第2 気象等観測体制の整備</p> <p>気象等観測施設の設置者および管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測者の観測技術の習熟および精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。</p> <p>また、観測した気象資料について、<u>気象等観測施設の設置者および管理者は、観測データを共有するなど気象観測体制を強化するものとする。</u></p> <p>第3～5（略）</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 市町防災活動体制</p> <p>（略）</p> <p>市町は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。 (新設)</p> <p>第4～8 (略)</p> <p>第16節～第17節(略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2 (略) 第3 協定締結機関との協定 (1)～(3) 略 (4) その他 (新設) (新設)</p> <p>第4 (略) 第5 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。 (新設)</p> <p>第19節～第21節 (略)</p> <p>第22節 要配慮者災害予防計画 第1 (略) 第2 災害応急体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 地域ぐるみの救護体制の整備 (略) 避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。 <u>県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>第4～8 (略)</p> <p>第16節～第17節(略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2 (略) 第3 協定締結機関との協定 (1)～(3) 略 (4) その他 <u>一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」 福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」</u></p> <p>第4 (略) 第5 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。 <u>県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>第19節～第21節 (略)</p> <p>第22節 要配慮者災害予防計画 第1 (略) 第2 災害応急体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 地域ぐるみの救護体制の整備 (略) 避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用</u> <u>に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、<u>または、当該市町の条例の定めた場合等により、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>る。 (4)～(5) (略) 第3～第7 (略)</p> <p>第23節 (略)</p> <p>3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 防災関係機関応援計画 (1) (略) (2) 県 ①他機関との事前協議 オ その他 (略) (新設)</p>	<p>(4)～(5) (略) 第3～第7 (略)</p> <p>第23節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 防災関係機関応援計画 (1) (略) (2) 県 ①他機関との事前協議 オ その他 (略) ・ <u>福井県歯科医師会</u> ・ <u>大塚製薬株式会社金沢支社</u> ・ <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> ・ <u>日本レスキュー協会</u> ・ <u>西日本高速道路株式会社</u> ・ <u>一般社団法人福井県建築業協会</u> ・ <u>一般社団法人福井県測量設計業協会</u> ・ <u>公益社団法人土木学会関西支部</u> ・ <u>セントラルヘリコプターサービス株式会社</u> ・ <u>一般社団法人福井県トラック協会</u> ・ <u>一般社団法人福井県バス協会</u> ・ <u>福井県漁業協同組合連合会</u> ・ <u>一般社団法人福井県エルビーガス協会</u> ・ <u>全国日本高速道路レッカー事業協同組合</u> ・ <u>福井県理容生活衛生同業組合</u> ・ <u>福井県美容業生活衛生同業組合</u> ・ <u>公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会</u> ・ <u>福井県宅地建物取引業協会</u> ・ <u>株式会社福井銀行</u> ・ <u>福井県葬祭業協同組合</u> ・ <u>福井倉庫協会</u> ・ <u>西日本段ボール工業組合</u> ・ <u>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合</u> ・ <u>ヤフー株式会社</u> ・ <u>株式会社アクティオ</u> ・ <u>株式会社カナモト</u> ・ <u>株式会社レンタルのニッケン</u> ・ <u>株式会社ケンユ一</u> ・ <u>株式会社ニード</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案			
第3節（略）				<ul style="list-style-type: none"> ・福井県行政書士会 ・NTTタウンページ株式会社 ・福井県タクシー協会 ・福井県生コンクリート工業組合 			
第4節 防災気象計画				第4節 防災気象計画			
第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表				第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表			
警報（表内）				警報（表内）			
種 類		発表基準		種 類		発表基準	
気象警報	大雨警報	略 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表2）		気象警報	大雨警報	略 ・ <u>表面雨量指数（※1）</u> が基準以上と予想される場合。（別表2）	
洪水警報	洪水警報	略 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表4） ・ <u>流域雨量指数（※2）</u> が基準以上と予想される場合。（基準別表4）		洪水警報	洪水警報	略 ・ <u>表面雨量指数（※1）</u> と <u>流域雨量指数（※3）</u> が基準以上と予想される場合。（別表4）	
注意報（表内）				注意報（表内）			
種 類		発表基準		種 類		発表基準	
気象注意報	大雨注意報	略 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表5）		気象注意報	大雨注意報	略 ・ <u>表面雨量指数（※1）</u> が基準以上と予想される場合。（別表5）	
気象注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、気象官署の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。		気象注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、 <u>福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所</u> の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
洪水注意報	洪水注意報	略 ・1時間雨量、3時間雨量が基準以上と予想される場合。（基準別表7） ・ <u>流域雨量指数（※2）</u> が基準以上と予想される場合。（基準別表7）		洪水注意報	洪水注意報	略 ・ <u>表面雨量指数（※1）</u> と <u>流域雨量指数（※3）</u> が基準以上と予想される場合。（別表4）	
(注) 1～3（略） (新設)				(注) 1～3（略）			
※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。				※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。			
※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。				※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。			
※3 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。				※3 流域雨量指数： <u>河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</u>			
第2～9（略） (別表1)				第2～9（略） (別表1)			
雨に関する各市町の50年に一度の値一覧				雨に関する各市町の50年に一度の値一覧			
市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
福井市	317	129	210	福井市	<u>322</u>	<u>130</u>	210
あわら市	329	131	211	あわら市	<u>332</u>	<u>132</u>	211

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
坂井市	323	128	207	坂井市	328	130	207
永平寺町	320	127	209	永平寺町	327	130	211
越前町	292	118	189	越前町	295	119	190
鯖江市	293	128	206	鯖江市	300	127	207
越前市	288	122	195	越前市	292	122	196
池田町	323	129	217	池田町	332	128	220
南越前町	299	117	197	南越前町	307	118	200
大野市	374	128	236	大野市	377	128	236
勝山市	335	110	213	勝山市	342	114	215
敦賀市	297	111	198	敦賀市	318	114	205
美浜町	341	128	216	美浜町	359	130	223
若狭町	385	142	234	若狭町	406	145	243
小浜市	395	134	234	小浜市	420	138	243
高浜町	388	139	233	高浜町	408	143	243
おおい町	398	131	235	おおい町	429	136	246

雪に関する各地の50年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (c m)
福井	161
敦賀	157
武生	113
大野	232
九頭竜	311
今庄	253
小浜	96

(別表2) 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	平地地：R3=70	105
		平坦地以外：R1=50	
	あわら市	平地地：R1=40	108
		平坦地以外：R1=80	
	坂井市	平地地：R3=90	108
平坦地以外：R1=80			
永平寺町	平地地：R1=40	114	
	平坦地以外：R1=80		
越前町	R3=70	105	
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=80	122
		平坦地以外：R1=60	
	越前市	平地地：R1=40	112
池田町	平坦地以外：R1=60		
		R1=60	125

雪に関する各地の50年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (c m)
福井	165
敦賀	155
武生	123
大野	235
九頭竜	323
今庄	253
小浜	99

(別表2) 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	18	105
	あわら市	16	108
	坂井市	18	108
	永平寺町	11	114
	越前町	14	105
嶺北南部	鯖江市	17	122
	越前市	15	112
	池田町	12	125
	南越前町	11	108
奥越	大野市	14	108
	勝山市	11	105
嶺南東部	敦賀市	14	100
	美浜町	13	100
	若狭町	10	134

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案			
奥越	南越前町	R1=60	108	嶺南西部	小浜市	14	137
	大野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	108		高浜町	13	137
	勝山市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	105		おおい町	12	134
嶺南東部	敦賀市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	100				
	美浜町	R1=60	100				
	若狭町	R3=90	134				
嶺南西部	小浜市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	137				
	高浜町	R1=60	137				
	おおい町	R1=60	134				

(別表3) (略)

(別表3) (略)

(別表4) 洪水警報基準

(別表4) 洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	荒川流域=8 狐川流域=14	-	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
	あわら市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	大聖寺川流域=27	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	坂井市	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=80	兵庫川流域=14	-	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	永平寺町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=80	荒川流域=8	-	九頭竜川 [中角]
	越前町	R3=70	天王川流域=20 大味川流域=16	R3=60 か つ 天王川流域=10	-
嶺北南部	鯖江市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	天王川流域=20 浅水川流域=21 鞍谷川流域=22 吉野瀬川流域=11	-	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]
	越前市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	天王川流域=15 浅水川流域=15 鞍谷川流域=22 吉野瀬川流域=11	平坦地：R1=35 か つ日野川流域=19	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]
	池田町	R1=60	足羽川流域=22	-	-

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.1, ハケ川流域=6.6, 底喰川流域=10.5, 荒川流域=12.4, 一乗谷川流域=7.5, 芦見川流域=7, 羽生川流域=10.3, 上味見川流域=9.1, 狐川流域=7.5, 未更毛川流域=6.8, 志津川流域=13, 江端川流域=11.1, 朝六川流域=8.5, 天王川流域=21.8, 浅水川流域=27.6, 一光川流域=6.9, 大味川流域=12.3, 山内川流域=4.2	七瀬川流域=(7, 10.9), 底喰川流域=(11, 9.5), 江端川流域=(13, 7.9), 足羽川流域=(7, 30.5)	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
	あわら市	観音川流域=7.7, 宮谷川流域=7.7, 熊坂川流域=6	=	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	坂井市	兵庫川流域=14.2, 田島川流域=4.9	=	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	永平寺町	永平寺川流域=6.7, 犀川流域=4.5, 河内川流域=6.6, 荒川流域=5.8	永平寺川流域=(5, 6), 犀川流域=(5, 4), 荒川流域=(5, 5.2)	九頭竜川 [中角]
	越前町	天王川流域=19.2, 和田川流域=7.7, 越知川流域=10.8, 小川流域=6, 織田川流域=6.6	天王川流域=(6, 17.5)	-
	鯖江市	浅水川流域=23.9, 穴田川流域=7.7, 鞍谷川流域=19.6, 河和田	浅水川流域=(7, 21.5), 鞍谷川流域=(7, 17.6),	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行						改 正 案				
	南越前町	R1=60	日野川流域=27 田倉川流域=15	-	-	嶺北南部		川流域=12、吉野瀬川流域=13、 天神川流域=4.4	河和田川流域= (7, 10.8)	
奥越	大野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	九頭竜川流域=58 赤根川流域=14 打波川流域=17 石徹白川流域=25	-	-	越前市	天王川流域=5.4、浅水川流域 =9.4、鞍谷川流域=12、服部川流 域=9.4、水間川流域=7.1、月尾 川流域=7.5、吉野瀬川流域 =13.8、大塩谷川流域=7.1	天王川流域= (7, 4.8)、鞍 谷川流域= (7, 10.8)、服 部川流域= (7, 8.4)、水間 川流域= (7, 7.1)、月尾川 流域= (7, 6.4)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	
	勝山市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	九頭竜川流域=61 滝波川流域=15	平地地：R3=70 かつ九頭竜川 流域=20	-	池田町	足羽川流域=27.3、部子川流域 =10.9、水海川流域=9.2、魚見川 流域=14.5	足羽川流域= (7, 24.5)、 部子川流域= (7, 10.9)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	黒河川流域=12	-	笹の川水系笹の川〔呉竹〕	南越前町	日野川流域=30、清水川流域 =4.9、牧谷川流域=5、奥野々川 流域=4.9、阿久和川流域=6.7、 鹿森川流域=9.8	=	-	
	美浜町	R1=60	耳川流域=15	R1=45 かつ耳 川流域=9	-	奥越	大野市	赤根川流域=10.3、石徹白川流域 =23.2、清滝川流域=10.9、木瓜 川流域=11.4	=	-
	若狭町	R3=90	-	-	北川〔高塚〕	勝山市	九頭竜川流域=66.3、岩屋川流域 =9.1、皿川流域=12.1、滝波川流 域=16.4、暮見川流域=6.6、浄土 寺川流域=6.7、淀川流域=4.7	=	-	
嶺南西部	小浜市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	遠敷川流域=10	平地地：R3=90 かつ北川流域 =23	北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕	嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=8.5、木ノ芽川流 域=13、黒河川流域=17.5	=	笹の川水系笹の川〔呉竹〕
	高浜町	R1=60	-	-	-	美浜町	耳川流域=14.4	=	-	
	おおい町	R1=60	南川流域=17 佐分利川流域=18	-	-	若狭町	野木川流域=9.4、鳥羽川流域 =10.1、はず川流域=9.5	はず川流域= (5, 7.6)	北川〔高塚〕	
嶺南西部	小浜市	江古川流域=6.1、多田川流域 =5.5、野木川流域=8.4、松永川 流域=8.2	-	-	北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕	嶺南西部	小浜市	子生川流域=9.4、関屋川流域 =14.7	-	-
	高浜町	南川流域=17.5、佐分利川流域 =11.4	-	-	-	おおい町	南川流域=17.5、佐分利川流域 =11.4	=	-	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案						
(別表5) 大雨注意報基準				(別表5) 大雨注意報基準						
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準	市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準			
嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	67	嶺北北部	福井市	9	67			
	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	69		あわら市	6	69			
	坂井市	平地地：R3=60 平地地以外：R1=50	69		坂井市	8	69			
	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	88		永平寺町	5	88			
	越前町	R3=50	67		越前町	6	67			
	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	82		嶺北南部	鯖江市	9	82		
嶺北南部	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	76	越前市	9	76				
	池田町	R1=40	85	池田町	9	85				
	南越前町	R1=40	73	南越前町	6	73				
	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	84	奥越	大野市	9	84			
奥越	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	81	勝山市	7	81				
	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	66	嶺南東部	敦賀市	8	66			
美浜町	R1=40	66	美浜町		9	66				
若狭町	R3=50	88	若狭町		6	88				
嶺南東部	小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	90	嶺南西部	小浜市	8	90			
	高浜町	R1=40	90		高浜町	10	90			
	おおい町	R1=40	88		おおい町	7	88			
(別表6) (略)				(別表6) (略)						
(別表7) 洪水注意報基準				(別表7) 洪水注意報基準						
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	流域雨量指数	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	荒川流域=6 狐川流域=11	-	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]	嶺北北部	福井市	七瀬川流域=8.9、八ヶ川流域=5.2、底喰川流域=8.4、荒川流域=9.9、一乗谷川流域=6、芦見川流域=5.6、羽生川流域=8.2、上味見川流域=7.3、狐川流域=6、末更毛川流域=5.4、志津川流域=10.4、江端川流域=	七瀬川流域= (5. 8. 9)、底喰川流域= (7. 6. 7)、荒川流域= (5. 9)、狐川流域= (5. 5. 3)、志津川流域= (5. 10. 4)、江端川流域= (5. 7. 1)、朝六川流域= (7. 6. 2)、一光川流域= (5. 5. 5)、大味川流域= (5.	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糺橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	大聖寺川流域=22	-	九頭竜川水系竹田川 [六日]					
	坂井市	平地地：R3=60	兵庫川流域=7	-	九頭竜川 [中角]					

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行					改 正 案				
		平地地以外：R1=50			九頭竜川水系竹田川 [六日]				
	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	荒川流域=6	-	九頭竜川 [中角]				
	越前町	R3=50	天王川流域=16 大味川流域=13	R3=40 かつ 天 王川流域=10	-				
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	天王川流域=16 浅水川流域=12 鞍谷川流域=18 吉野瀬川流域=9	-	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]				
	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	天王川流域=12 浅水川流域=12 鞍谷川流域=18 吉野瀬川流域=9	-	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]				
	池田町	R1=40	足羽川流域=18	-	-				
	南越前町	R1=40	日野川流域=18 田倉川流域=12	-	-				
奥越	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	九頭竜川流域=46 赤根川流域=11 打波川流域=14 石徹白川流域=20	-	-				
	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	九頭竜川流域=49 滝波川流域=12	-	-				
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	黒河川流域=10	-	笹の川水系笹の川 [呉竹]				
	美浜町	R1=40	耳川流域=12	R1=25 かつ 耳 川流域=9	-				
	若狭町	R3=50	-	-	北川 [高塚]				
嶺南西部	小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	遠敷川流域=8	平地地 R3=60 か つ 北川流域=23	北川 [高塚] 南川水系南川 [和久里]				
	高浜町	R1=40	-	-	-				
	おおい町	R1=40	南川流域=14 佐分利川流域=14	-	-				
大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方									
(1)大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、 「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。									
(2)大雨及び洪水の欄中、「かつ」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「R3=40 かつ ○○川流域=10」で あれば、「3 時間雨量 40mm かつ ○○川流域の流域雨量指数 10 以上」を意味する。									
(3)大雨及び洪水の欄中においては、「平地地、平地地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地 地、平地地以外」等の地域は資料編を参照。									
	あわら市				=8.9、朝六川流域=6.8、天王 川流域=17.4、浅水川流域 =22.1、一光川流域=5.5、大味 川流域=9.5、山内川流域=3.4	9.5)、日野川流域=(7.38)、 足羽川流域=(7.25.3)			
	坂井市				観音川流域=6.1、宮谷川流域 =6.1、熊坂川流域=4.8	観音川流域=(5.6.1)、宮谷 川流域=(5.6.1)、竹田川流 域=(6.15.4)		九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]	
	永平寺町				兵庫川流域=11.3、田島川流域 =3.9	-		九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]	
	越前町				永平寺川流域=5.3、犀川流域 =3.6、河内川流域=5.2、荒川 流域=4.6	永平寺川流域=(5.4.2)、犀 川流域=(5.3.6)、河内川流 域=(5.4.2)、荒川流域=(5. 4.6)		九頭竜川 [中角]	
	越前町				天王川流域=15.4、和田川流域 =6.1、越知川流域=8.6、小川 流域=4.8、織田川流域=5.2	天王川流域=(6.12.5)		-	
嶺北南部	鯖江市				浅水川流域=19.1、穴田川流域 =6.2、鞍谷川流域=15.6、河和 田川流域=9.6、吉野瀬川流域 =10.4、天神川流域=3.1	浅水川流域=(7.15.3)、鞍谷 川流域=(7.12.5)、河和田川 流域=(7.7.7)、日野川流域= (7.26.8)		九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]	
	越前市				天王川流域=4.3、浅水川流域 =7.5、鞍谷川流域=9.6、服部 川流域=7.5、水間川流域=5.7、 月尾川流域=6、吉野瀬川流域 =11、大塩谷川流域=5.6	天王川流域=(7.3.4)、鞍谷 川流域=(7.7.7)、服部川流 域=(7.6)、水間川流域=(5. 5.7)、月尾川流域=(5.5.8)、 日野川流域=(7.20.4)		九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]	
	池田町				足羽川流域=21.8、部子川流域 =8.7、水海川流域=7.4、魚見 川流域=11.6	足羽川流域=(7.21.8)、部子 川流域=(5.8.7)		-	
	南越前町				日野川流域=21、清水川流域 =3.9、牧谷川流域=4、奥野々 川流域=3.9、阿久和川流域 =5.3、鹿茸川流域=7.8	日野川流域=(5.13.2)		-	
奥越	大野市				赤根川流域=8.2、石徹白川流 域=18.5、清滝川流域=8.7、木 瓜川流域=8	-		-	
	勝山市				九頭竜川流域=53、岩屋川流域 =7.2、皿川流域=9.6、滝波川 流域=13.1、暮見川流域=5.2、 浄土寺川流域=5.3、淀川流域 =3.3	浄土寺川流域=(6.4.2)		-	
嶺南東部	敦賀市				井の口川流域=6.8、木ノ芽川 流域=10.4、黒河川流域=14	笹の川流域=(5.21.7)		笹の川水系笹の川 [呉竹]	
	美浜町				耳川流域=11.5	-		-	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																			
<p>(4) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、資料編を参照。</p> <p>(5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p> <p>第5節 情報および被害状況報告計画 第1情報の収集および伝達 ①～③（略） （新設）</p> <p>④ 関係機関への伝達 県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策については、つぎの機関へ伝達または報告するものとする。</p> <p>第2～5（略） 別紙第1 災害報告事務一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県 主 管 課</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">（新設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 災害広報計画 第1 県における広報 (1) 情報収集の要領 ①（略） ② 各部関係課は、各部政策推進グループを通して、刻々の情報を<u>広報課（班）</u>に連絡するものとする。 （略）</p> <p>第7節 災害救助法の適用に関する計画 第1～3（略） 第4 救助の種類および実施期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日</td> <td>第8節 避難計画</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>3日</td> <td>第9節 救出計画</td> </tr> </tbody> </table>	区分	県 主 管 課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁	（新設）							救助の種類	実施期間	計 画	避難所の設置	7日	第8節 避難計画	災害にかかった者の救出	3日	第9節 救出計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td></td> <td>若狭町</td> <td>野木川流域=7.5、鳥羽川流域=8.1、はず川流域=7.6</td> <td>はず川流域（5、7.6）</td> <td>北川〔高塚〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>江古川流域=4.8、多田川流域=4.4、野木川流域=6.7、松永川流域=6.5</td> <td>江古川流域=（5、4.8）、多田川流域=（5、4.4）、北川流域=（6、20.8）</td> <td>北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>子生川流域=7.5、関屋川流域=11.7</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>南川流域=14、佐分利川流域=9.1</td> <td>南川流域=（6、11.2）、佐分利川流域=（5、9.1）</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方</p> <p>(1) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、資料編を参照。</p> <p>(2) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p> <p>第5節 情報および被害状況報告計画 第1情報の収集および伝達 ①～③（略） ④ 情報収集の手段 情報収集の手段にあたっては、災害情報インターネットシステムやドローン、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。 ⑤ 関係機関への伝達 県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策については、つぎの機関へ伝達または報告するものとする。</p> <p>第2～5（略） 別紙第1 災害報告事務一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県 主 管 課</th> <th>報告大別</th> <th>報告事項</th> <th>報告時期</th> <th>報告内容</th> <th>主管省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>道路保全課</td> <td>公共土木</td> <td>県管理道路被害報告</td> <td>速報・確定</td> <td>道路被害状況</td> <td>国土交通省道路局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 災害広報計画 第1 県における広報 (1) 情報収集の要領 ①（略） ② 各部関係課は、各部政策推進グループを通して、刻々の情報を<u>防災班</u>に連絡するものとする。 （略）</p> <p>第7節 災害救助法の適用に関する計画 第1～3（略） 第4 救助の種類および実施期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者（※）</th> <th>実施期間</th> <th>計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市町</td> <td>7日</td> <td>第8節 避難計画</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>市町</td> <td>3日</td> <td>第9節 救出計画</td> </tr> </tbody> </table>		若狭町	野木川流域=7.5、鳥羽川流域=8.1、はず川流域=7.6	はず川流域（5、7.6）	北川〔高塚〕	嶺南西部	小浜市	江古川流域=4.8、多田川流域=4.4、野木川流域=6.7、松永川流域=6.5	江古川流域=（5、4.8）、多田川流域=（5、4.4）、北川流域=（6、20.8）	北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕	高浜町	子生川流域=7.5、関屋川流域=11.7	-	-	おおい町	南川流域=14、佐分利川流域=9.1	南川流域=（6、11.2）、佐分利川流域=（5、9.1）	-	区分	県 主 管 課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁	総合	道路保全課	公共土木	県管理道路被害報告	速報・確定	道路被害状況	国土交通省道路局	救助の種類	実施者（※）	実施期間	計 画	避難所の設置	市町	7日	第8節 避難計画	災害にかかった者の救出	市町	3日	第9節 救出計画
区分	県 主 管 課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁																																																														
（新設）																																																																				
救助の種類	実施期間	計 画																																																																		
避難所の設置	7日	第8節 避難計画																																																																		
災害にかかった者の救出	3日	第9節 救出計画																																																																		
	若狭町	野木川流域=7.5、鳥羽川流域=8.1、はず川流域=7.6	はず川流域（5、7.6）	北川〔高塚〕																																																																
嶺南西部	小浜市	江古川流域=4.8、多田川流域=4.4、野木川流域=6.7、松永川流域=6.5	江古川流域=（5、4.8）、多田川流域=（5、4.4）、北川流域=（6、20.8）	北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕																																																																
	高浜町	子生川流域=7.5、関屋川流域=11.7	-	-																																																																
	おおい町	南川流域=14、佐分利川流域=9.1	南川流域=（6、11.2）、佐分利川流域=（5、9.1）	-																																																																
区分	県 主 管 課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁																																																														
総合	道路保全課	公共土木	県管理道路被害報告	速報・確定	道路被害状況	国土交通省道路局																																																														
救助の種類	実施者（※）	実施期間	計 画																																																																	
避難所の設置	市町	7日	第8節 避難計画																																																																	
災害にかかった者の救出	市町	3日	第9節 救出計画																																																																	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行			改正案			
炊出しその他による食品の給与	7日	第11節 米穀等食料供給計画	炊出しその他による食品の給与	市町	7日	第11節 米穀等食料供給計画
被服、寝具その他生活必需品の給与	10日	第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画	被服、寝具その他生活必需品の給与	市町	10日	第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	7日	第13節 給水計画	飲料水の供給	市町	7日	第13節 給水計画
応急仮設住宅の供与	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	応急仮設住宅の供与	県	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
災害にかかった住宅の応急修理	1カ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	災害にかかった住宅の応急修理	市町	1カ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
医療および助産	14日および7日	第15節 医療助産計画	医療および助産	県	14日および7日	第15節 医療助産計画
死体の搜索、処理、埋葬	10日	第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画	死体の搜索、処理、埋葬	市町	10日	第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画
障害物の除去	10日	第18節 障害物の除去計画	障害物の除去	市町	10日	第18節 障害物の除去計画
学用品の給与	教科書 1カ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画	学用品の給与	市町	教科書 1カ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中	第20節 輸送計画	応急救助のための輸送	市町	救助種目ごとの救助期間中	第20節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ (新設)	救助種目ごとの救助期間中	第22節 要員確保計画	応急救助のための賃金職員雇上げ	市町	救助種目ごとの救助期間中	第22節 要員確保計画
			※「実施者」は、県から市町への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と市町が調整する。			
第8節 避難計画 第1～第2 (略) 第3 避難場所および避難所の選定、開設等 (1)～(2) (略) (3) 災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定緊急避難場所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。 ① 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地 ② 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所 ③ 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地 (4)～(10) (略)			第8節 避難計画 第1～第2 (略) 第3 避難場所および避難所の選定、開設等 (1)～(2) (略) (3) 災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定緊急避難場所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。 ① 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地 ② 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所 ③ 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地 市町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 (4)～(10) (略)			
第9節～第13節 (略)			第9節～第13節 (略)			
第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 (略) 第2 災害救助法が適用された場合 (1) 応急仮設住宅の建築 ①～② (略) ③ 建設の構造および規模ならびに費用の基準			第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 (略) 第2 災害救助法が適用された場合 (1) 応急仮設住宅の建築 ①～② (略) ③ 建設の構造および規模ならびに費用の基準			

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																																														
<p>ア 建坪 1戸当り29.7㎡ イ 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの ウ 費用 知事が定める額 仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。</p> <p>④ (略) (2) (2) 住宅の応急修理 ① 実施責任者 県が建築関係業者に請負わせて修理する。 ②～④(略) 第3～第5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1 (略) 第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ①医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は県健康福祉センターによる救護班、県健康福祉センターによる救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、および県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) とする。 ② (略) (4) (略) 第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣機関</p>	<p>ア 建坪 1戸当り<u>地域の実情、世帯構成等に応じた規模</u> イ 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの ウ 費用 知事が定める額 仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。</p> <p>④ (略) (2) 住宅の応急修理 ① 実施責任者 <u>知事の救助事務を委任された市町長が建築関係業者に請負わせて修理する。</u> ②～④(略) 第3～第5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1 (略) 第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ①医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は県健康福祉センターによる救護班、<u>公的医療機関</u>による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、および県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) とする。 ② (略) (4) (略) 第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣機関</p>																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>派遣機関</th> <th>班数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院</td> <td>5 5</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>坂井市立三国病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井県済生会病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井大学医学部付属病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)</td> <td>8 (8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井勝山総合病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※公立丹南病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構敦賀医療センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市立敦賀病院</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	派遣機関	班数	県		10		健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院	5 5	公的医療機関		18		国立病院機構あわら病院	1		坂井市立三国病院	1		※福井県済生会病院	1		※福井大学医学部付属病院	1		日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)	8 (8)		※福井勝山総合病院	1		※公立丹南病院	1		国立病院機構敦賀医療センター	1		※市立敦賀病院	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>派遣機関</th> <th>班数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>5 10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院</td> <td>5 5</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>坂井市立三国病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井県済生会病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井大学医学部付属病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)</td> <td>8 (8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※福井勝山総合病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※公立丹南病院</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構敦賀医療センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※市立敦賀病院</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	派遣機関	班数	県		5 10		健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院	5 5	公的医療機関		18		国立病院機構あわら病院	1		坂井市立三国病院	1		※福井県済生会病院	1		※福井大学医学部付属病院	1		日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)	8 (8)		※福井勝山総合病院	1		※公立丹南病院	1		国立病院機構敦賀医療センター	1		※市立敦賀病院	1
区分	派遣機関	班数																																																																													
県		10																																																																													
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院	5 5																																																																													
公的医療機関		18																																																																													
	国立病院機構あわら病院	1																																																																													
	坂井市立三国病院	1																																																																													
	※福井県済生会病院	1																																																																													
	※福井大学医学部付属病院	1																																																																													
	日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)	8 (8)																																																																													
	※福井勝山総合病院	1																																																																													
	※公立丹南病院	1																																																																													
	国立病院機構敦賀医療センター	1																																																																													
	※市立敦賀病院	1																																																																													
区分	派遣機関	班数																																																																													
県		5 10																																																																													
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭) ※県立病院	5 5																																																																													
公的医療機関		18																																																																													
	国立病院機構あわら病院	1																																																																													
	坂井市立三国病院	1																																																																													
	※福井県済生会病院	1																																																																													
	※福井大学医学部付属病院	1																																																																													
	日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)	8 (8)																																																																													
	※福井勝山総合病院	1																																																																													
	※公立丹南病院	1																																																																													
	国立病院機構敦賀医療センター	1																																																																													
	※市立敦賀病院	1																																																																													

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

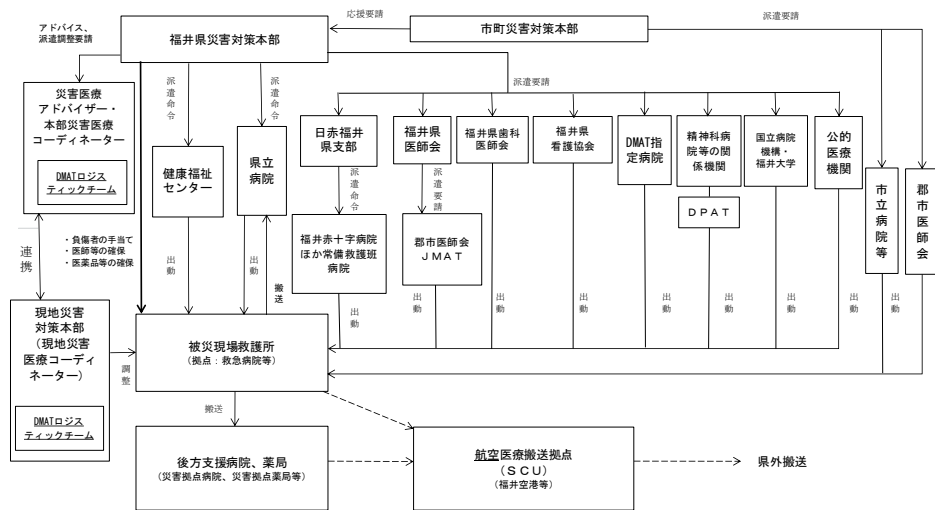
現 行			改正案		
	※杉田玄白記念公立小浜病院	1		※杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1		レイクヒルズ美方病院	1
医師会	一般社団法人福井県医師会	33	医師会	一般社団法人福井県医師会	33
合 計		61	合 計		56

※災害拠点病院
(略)

第4 応急医療体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

災害医療活動体系図



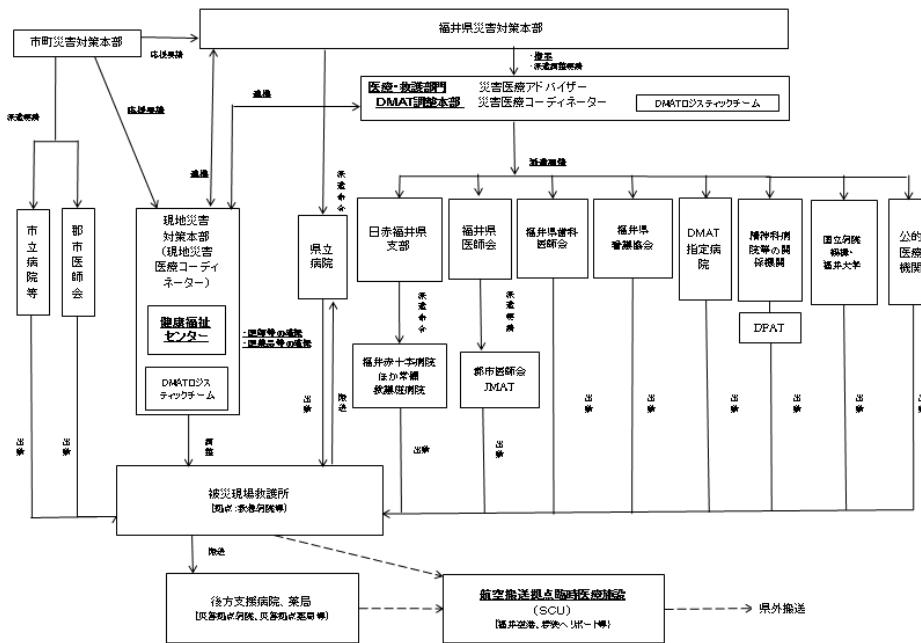
第5～第8 (略)

※災害拠点病院
(略)

第4 応急医療体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、**独立行政法人地域医療機能推進機構**、国立大学病院、日本歯科医師会、**日本薬剤師会**、**日本看護協会**、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

災害医療活動体系図



第5～第8 (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第16節～第18節（略）</p> <p>第19節 文教対策計画 第1～第4（略） 第5 児童生徒の教育機会の確保に関する事項 （1）被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については、<u>独立行政法人日本学生支援機構との連携を図り、必要な措置を講ずる。</u> （2）～（3） 第6～第8（略）</p> <p>第20節（略） 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E岸壁）、福井港（北耐震岸壁I）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。</p> <p>第21～22節（略）</p> <p>第23節 食品衛生栄養指導計画 被災地における食品関係業者および臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施するための計画である。 第1 実施責任者 （1）市町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。 第2 実施方法 （1）～（3）（略） （4）新設</p> <p>（5）新設</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 廃棄物処理計画 第1（略） 第2 災害廃棄物の発生への対応</p>	<p>第16節～第18節（略）</p> <p>第19節 文教対策計画 第1～第4（略） 第5 児童生徒の教育機会の確保に関する事項 （1）被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については必要な措置を講ずる。 （2）～（3） 第6～第8（略）</p> <p>第20節 輸送計画 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E耐震岸壁）、福井港（北耐震岸壁I）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。</p> <p>第21～22節（略）</p> <p>第23節 食品衛生栄養指導計画 被災地における食品関係業者および臨時給食施設等（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施するための計画である。 第1 実施責任者 （1）市町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。 また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。 第2 実施方法 （1）～（3）（略） （4）避難所における適切な栄養管理 <u>健康福祉センターおよび市町は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。</u> <u>ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める</u> <u>イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。</u> （5）給食施設に対する支援 <u>健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。</u></p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 廃棄物処理計画 第1（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>第2 6節～第3 9節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略） 第2節 民生安定計画 （2）罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。</p>	<p>第2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p><u>県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</u></p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>第2 6節～第3 9節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略） 第2節 民生安定計画 （2）罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、<u>定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																																								
<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務</p> <p>雪害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第4 消防本部</td> <td> (1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1（略） 第2 過去の主な雪害 (1)～(6) 略 (新設)</p>	機 関 名	事務または業務	第4 消防本部	(1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証	<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節</p> <p>雪害に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、福井県地域防災計画（本編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第4 消防本部</td> <td> (1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 (5) 消防水利確保等の除雪活動 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1（略） 第2 過去の主な雪害 (1)～(6) 略 (7) 平成30年豪雪</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>2月4日から7日にかけて冬型の気圧配置となり、日本海から発達した雪雲が継続して北陸地方西部に流れ込んだ。このため、福井県では福井市などの嶺北地方を中心に記録的な大雪となり、嶺北地方では鉄道、路線バスといった公共交通機関が軒並み運休となったほか、高速道路は北陸自動車道、中部縦貫自動車道が通行止め、また国道8号では一時、石川県境から福井市の市街地にかけて約1,500台の車両が滞留するなど、広範囲かつ長時間に渡り、嶺北の交通網が麻痺状態となった。</p> <p>イ 降積雪の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分 \ 観測所</th> <th>福井</th> <th>大野</th> <th>九頭竜</th> <th>武生</th> <th>今庄</th> <th>敦賀</th> <th>小浜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">総降雪量</td> <td>383</td> <td>739</td> <td>884</td> <td>454</td> <td>603</td> <td>225</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">日最大降雪量</td> <td>54</td> <td>45</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>39</td> <td>30</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">最深積雪</td> <td>147</td> <td>177</td> <td>301</td> <td>130</td> <td>162</td> <td>57</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成30年2月4日～13日)</p>	機 関 名	事務または業務	第4 消防本部	(1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 (5) 消防水利確保等の除雪活動	区分 \ 観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜	総降雪量	383	739	884	454	603	225	148	日最大降雪量	54	45	53	47	39	30	24	最深積雪	147	177	301	130	162	57	42
機 関 名	事務または業務																																								
第4 消防本部	(1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証																																								
機 関 名	事務または業務																																								
第4 消防本部	(1) 消防活動体制の強化 (2) なだれ災害に係る被害情報等の収集・連絡 (3) 救助救急活動 (4) 雪害時における担当業務の習熟・検証 (5) 消防水利確保等の除雪活動																																								
区分 \ 観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜																																		
総降雪量	383	739	884	454	603	225	148																																		
日最大降雪量	54	45	53	47	39	30	24																																		
最深積雪	147	177	301	130	162	57	42																																		

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																		
<p>第2章 雪害予防計画 第1～2節（略） 第3節 なだれ災害等予防計画 第1（略） 第2 なだれ危険箇所の把握 県および市町は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努めるものとする。 第3 なだれ災害等防止施設の整備等 (1) なだれ防止施設の整備 県および市町は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所において、なだれ予防工や防護工の整備・管理およびなだれ防止林の造成を図るものとする。 (2)（略） 第4 警戒・避難体制の整備 (1) 危険箇所の周知 市町は、市町地域防災計画になだれ危険箇所を掲載し、関係住民に周知を図り、注意を喚起するものとする。 (2)（略） 第5（略） 第4節 交通対策計画 第1（略） 第2 冬期交通の安全確保および円滑化対策 (1) 冬期交通の安全確保 県、市町および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤまたはチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。 (2) マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進 県、市町および関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかけるものとする。 (3)（略） 第3 道路交通対策 (1) 雪に強い道路の整備</p>	<p>ウ 被害の状況</p> <table border="1" data-bbox="1131 236 1552 296"> <tr> <td rowspan="2">人 的</td> <td>死 者</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>121人</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1592 236 2114 384"> <tr> <td rowspan="4">家 屋 等</td> <td rowspan="3">住 家</td> <td>全 壊</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>438棟</td> </tr> <tr> <td>家屋浸水</td> <td>床下7棟</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>半壊以上</td> <td>113棟</td> </tr> </table> <p>エ 災害対応状況 <u>(ア) 「福井県災害対策連絡室」を設置（平成30年1月23日）</u> <u>(イ) 「福井県災害対策本部」を設置（平成30年2月6日）</u> <u>(ウ) 自衛隊の災害派遣を要請（平成30年2月6日）</u></p> <p>第2章 雪害予防計画 第1～2節（略） 第3節 なだれ災害等予防計画 第1（略） 第2 なだれ危険箇所の把握 <u>国、県および市町は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努めるものとする。</u> 第3 なだれ災害等防止施設の整備等 (1) なだれ防止施設の整備 <u>国、県および市町は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所において、なだれ予防工や防護工の整備・管理およびなだれ防止林の造成を図るものとする。</u> (2)（略） 第4 警戒・避難体制の整備 (1) 危険箇所の周知 <u>国、県および市町は、なだれ危険箇所を公表し、関係住民に対して周知徹底等を行うなど、注意を喚起するものとする。</u> (2)（略） 第5（略） 第4節 交通対策計画 第1（略） 第2 冬期交通の安全確保および円滑化対策 (1) 冬期交通の安全確保 県、市町および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤまたはチェーンの装着、<u>スコップや牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし</u>、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。 (2) マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進 県、市町および関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛および公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかけるものとする。<u>また、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するように要請するものとする。</u> (3)（略） 第3 道路交通対策 (1) 雪に強い道路の整備</p>	人 的	死 者	12人	負傷者	121人	家 屋 等	住 家	全 壊	1棟	半 壊	5棟	一部損壊	438棟	家屋浸水	床下7棟	非住家	半壊以上	113棟
人 的	死 者		12人																
	負傷者	121人																	
家 屋 等	住 家	全 壊	1棟																
		半 壊	5棟																
		一部損壊	438棟																
	家屋浸水	床下7棟																	
非住家	半壊以上	113棟																	

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保および除排雪作業の効率化のため、除雪余裕等を備えた道路および消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。</p> <p>ア～ウ（略） （新設）</p> <p>(2) 除雪用施設および資機材の整備 道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図るものとする。</p> <p>ア 除雪機械の整備 除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業の円滑化を図るため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 雪捨場の確保 除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保および整備を図るものとする。</p> <p>ウ 融雪剤の配備 勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 道路除雪計画の作成等 ア～イ（略） （新設）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>第4 鉄軌道交通対策 (1)（略） （新設）</p> <p>(2) 除排雪体制の強化 鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化するものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。</p> <p>(3) 情報連絡体制の充実強化 鉄軌道事業者は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。</p>	<p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保および除排雪作業の効率化のため、<u>幹線道路において</u>、除雪余裕等を備えた道路および消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>エ 車両退避スペースの整備</u> 国は、雪害時の車両滞留を防ぐため、車両退避スペースやチェーン着脱場を整備し、車両退避スペースには<u>事前に牽引車両を配備しておくものとする。</u></p> <p>(2) 除雪用施設および資機材の整備など 道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図るものとする。</p> <p>ア 除雪機械の整備 除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、<u>集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。また県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除排雪機械を効率的に再配備するものとする。</u></p> <p><u>イ 道路状況確認カメラの整備と連携強化</u> 道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。</p> <p>ウ 雪捨場の確保 除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保や、<u>排雪場の開設時間の延長を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 融雪剤の配備</u> 勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。</p> <p><u>オ 除雪オペレータの養成</u> <u>継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。</u></p> <p>(3) 道路除雪計画の作成等 ア～イ（略）</p> <p><u>ウ タイムラインの作成</u> 道路管理者は、関係機関と連携して除雪作業を実施するため、降雪時を想定したタイムラインを作成するものとする。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>第4 鉄軌道交通対策 (1)（略）</p> <p><u>(2) 整備計画の策定等</u> 鉄軌道事業者は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「<u>雪害に関する業務継続計画</u>」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 除排雪体制の強化 鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化するものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。 <u>駅構内など人力除雪が必要な箇所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、高圧洗浄機の導入、市町等の応援体制を強化するほか、除雪用資機材を相互に貸与し、除雪機械や要員の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 情報連絡体制の充実強化 鉄軌道事業者は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第5 バス交通対策 バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>第6 情報連絡体制の充実強化 県および市町は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図るものとする。特に市町は、CATV、有線放送、防災行政無線等を通じて住民等に対して情報提供を行うものとする。 また、県、県警本部、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井地方気象台および中日本高速道路株式会社は、<u>大雪警報が発表された場合等に、県の判断により「福井県道路情報連絡室」を設置するものとし、北陸自動車道や一般国道8号など主要幹線道路の状況を県民等に情報提供するものとする。</u></p> <p>第5節（略） 第6節 農林水産業雪害予防計画 第1（略） 第2 農業、畜産業 県および市町は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。</p> <p>第7節 地域ぐるみ雪害予防推進計画 第1（略） 第2 住民協力体制の確立 （1）住民に対する啓発活動の推進 積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知の徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）（略） 第3 要配慮者対策 積雪時には高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、県および市町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。 市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。 また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援</p>	<p>第5 バス交通対策 バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。また、<u>運行体制や「雪害に関する事業継続計画」等を見直し、異常降雪時には優先的に確保する路線を事前に設定し、道路管理者に対してバスの運行に必要な除雪の実施を求めるよう努めるものとする。また、バスの車庫前など敷地内の除雪作業を行うことができるよう、除雪機等の資機材を整備するものとする。</u></p> <p>第6 情報連絡体制の充実強化 県および市町は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図るものとする。特に市町は、CATV、有線放送、防災行政無線等を通じて住民等に対して情報提供を行うものとする。 また、県、県警本部、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井地方気象台、<u>自衛隊</u>および中日本高速道路株式会社は、<u>大規模な交通障害が想定される場合等に、国の判断により「福井県冬期道路情報連絡室」</u>を設置するものとし、北陸自動車道や一般国道8号など主要幹線道路の状況を県民等に情報提供するものとする。</p> <p>第5節（略） 第6節 農林水産業雪害予防計画 第1（略） 第2 農業、畜産業 県および市町は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。<u>また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。</u></p> <p>第7節 地域ぐるみ雪害予防推進計画 第1（略） 第2 住民協力体制の確立 （1）住民に対する啓発活動の推進 積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、<u>降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、不要不急の外出を控える等</u>について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や<u>車内における一酸化炭素中毒の危険性</u>について周知の徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）（略） 第3 要配慮者対策 積雪時には高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けることから、県および市町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問および巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。 市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。 また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>県は、福祉関係者機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、平時から個別計画の整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～4 (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線政策監、総合政策部ふるさと県民局長、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ～ケ (略) (5) (略) (6) 職員の参集 全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知したときもしくは災害対策本部の設置の伝達があったときは、直ちに参集するものとする。</p>	<p>者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>医療機関および社会福祉施設は、それぞれ救急医療体制、入所者への福祉サービスを維持するため、必要な医療・福祉業務の従事者および物資を確保する業務継続計画を策定するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</u></p> <p>県は、福祉関係者機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の整備が円滑に進むよう支援する。</p> <p>また、市町は、平時から個別計画の整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。</p> <p>第4 企業の体制 県および市町は、雪害による民間企業の操業停止や製品出荷遅れ等の企業活動への損害を最小限に抑えるため、民間企業に対する事業継続計画の策定を推進するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。</p> <p>第5 各種業者の体制 <u>(1) 卸売業者等</u> 卸売市場、仲卸業者、スーパー（配送センターや店舗）は、集中的な降雪が予想される場合に、通常より製品の入荷量や在庫量を増やし、備蓄しておくための体制を構築するよう努めるものとする。 <u>(2) 石油業者</u> 各給油所は、集中的な降雪が予想される場合には、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しを実施するよう努めるものとする。 <u>(3) 運送業者</u> 運送業者は、事前の泊まり込みなどによる運転手の確保や、雪害時に通常の配送経路が使用できない場合に備え、代替配送経路の事前の確保に努めるものとする。また、県は、運送業者に対し、降雪時の除雪計画等について、毎年、降雪期前に説明するものとする。</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～4 (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌等 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、<u>政策幹</u>、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、<u>総合政策部新幹線・地域鉄道対策監</u>、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。 エ～ケ (略) (5) (略) (6) 職員の参集 全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知したときもしくは災害対策本部の設置の伝達があったときは、直ちに参集するものとする。 <u>参集場所は、原則として、土木部各課、各土木事務所職員は、各所属とする。</u> <u>なお、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集で</u></p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
<p>(7)～(8) (略) 第6～9 (略) 第2節～4節 (略) 第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県 ア (略) 別表7 (本節第2(1)関係) 路線の区分</p>		<p>きない職員のうち、緊急時の参集場所が最寄りの土木事務所となっている職員は、当該土木事務所に参集する。 また、緊急時の参集場所が坂井合庁となっている職員は三国土木事務所、敦賀合庁となっている職員は敦賀土木事務所、若狭合庁となっている職員は小浜土木事務所に参集する。</p> <p>(7)～(8) (略) 第6～9 (略) 第2節～4節 (略) 第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県 ア (略) 別表7 (本節第2(1)関係) 路線の区分</p>	
最重点 除雪路線	区分の目安	<p>県内外のアクセス路線として、北陸自動車道の各I、Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各I、Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。 県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。 病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。※以下の10病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井社会保険病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院) 原子力発電所の国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。※以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)</p>	
	目除 標雪	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。	
区 分	区分の目安 (日交通量)	除 雪 目 標	
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。	
第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。	
第3種	500台/日未満	1車線幅員が必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。	
注) 異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪のような状況をさす。			
イ～ウ (略) エ 緊急体制時確保路線 緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を考慮し、基本的には第1種および第2種路線を緊急確保路線として優先的に除排雪するものとするが、特に最重点除雪路線に指定されている路		イ～ウ (略) (削除)	

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>線については、最優先で除排雪するものとする。この場合、他の道路管理者との相互連絡を緊密にし、連携のとれた道路網の除排雪作業を行うとともに、一斉除雪に努めるものとする。</p> <p>オ 警戒体制時および緊急体制時の措置 警戒体制時および緊急体制時においては、次の措置を講じ道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>(ア) 情報連絡の強化 (イ) 除雪機械およびオペレーター、その他必要な機械等の確保 (ウ) 除排雪作業の強化</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所 近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、一般国道直轄指定区間の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア 除雪目標 除雪幅員は全車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保するものとする。 ただし、一般国道161号については、幅員、勾配、線形等の道路状況により、降雪状況によっては1車線の除雪幅員とすることができるものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 一時通行止め 異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき、高速自動車国道北陸自動車道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常体制 降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模ななだれが発生した場合等には、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社 ア (略) イ 非常体制</p>	<p>エ 警戒体制時および緊急体制時の措置（事前対策を含む） 警戒体制時および緊急体制時においては、次の措置を講じ道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>(ア) 情報連絡の強化 (イ) 除雪機械およびオペレーター、その他必要な機械等の確保 (ウ) 除排雪作業の強化 (ニ) 事前排雪や昼間除雪を含め集中除雪の実施 (オ) 他道路管理者との相互除雪支援等の調整</p> <p>オ 土木事務所への職員の派遣 県は、雪害時には通行規制をするなどして、集中的に除排雪をすることも必要であることから、土木事務所に職員を派遣し、通行規制等の現場対応にあたるものとする。</p> <p>(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所 国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。このため、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、一般国道直轄指定区間の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア 除雪目標 除雪幅員は全車線確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保するものとする。 ただし、一般国道161号については、幅員、勾配、線形等の道路状況により、降雪状況によっては1車線の除雪幅員とすることができるものとする。 また、急勾配、路肩幅員が狭小な区間等を「除雪優先区間」に設定し、監視体制を強化する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 一時通行止め 異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ除雪優先区間等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い除雪等の作業を行うものとする。また、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、交通の集中を回避するよう努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であり、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。このため、中日本高速道路株式会社は、「雪氷対策作業要領」に基づき、高速自動車国道北陸自動車道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常体制 降雪、吹雪等のため交通の確保が困難または危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模ななだれが発生した場合等には、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、一般国道等への交通の集中を回避するよう努めるものとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社 ア (略) イ 非常体制</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続きました、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出勤要請等特別な対策が必要となる場合は、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第3 鉄軌道交通の確保</p> <p>(1) 除排雪体制等の強化</p> <p>鉄軌道事業者は、雪害時において、雪害対策本部等を設置し、除排雪および輸送体制を強化するものとする。なお、除排雪については、排雪車両による機械除雪を原則とし、降積雪および側雪の状況に応じて時期を失せず行うものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、道路管理者と事前調整を十分図った上で行うものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4 バス運行の確保</p> <p>バス事業者は、雪害時においても通勤通学に必要な路線については、道路管理者と連携し、運行を確保するよう努めるものとする。また、常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5 情報提供の確保</p> <p>雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、住民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、鉄軌道事業者およびバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡および提供の手法等を最大限に活用し、住民等に対する確かな情報提供を行うとともに、県、市町、関係機関等に対する連絡を徹底するものとする。</p> <p>第6 県および市町の情報提供</p> <p>県および市町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て住民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。</p> <p>なお、県の除雪対策本部、災害対策連絡室または災害対策本部設置後の情報連絡系統は別図5、別図6および別図7のとおりとする。</p>	<p>降雪が厳しく雪氷対策作業が難航し、長時間にわたり道路閉鎖が続きました、そのおそれがあり通行車両の救済等も含め関係機関等との連絡、調整および出勤要請等特別な対策が必要となる場合は、非常体制をとるものとする。なお、交通閉鎖の要件は次のとおりとし、<u>交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、利用者に対し、事前に広域迂回の情報を呼びかけ、一般国道等への交通の集中を回避するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第3 鉄軌道交通の確保</p> <p>(1) 除排雪体制等の強化</p> <p>鉄軌道事業者は、雪害時において、雪害対策本部等を設置し、除排雪および輸送体制を強化するものとする。<u>異常降雪時に運休した場合においても、関係者と協力除雪を徹底し、可能な限り部分的な運行再開を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、除排雪については、排雪車両による機械除雪を原則とし、降積雪および側雪の状況に応じて時期を失せず行うものとする。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、道路管理者と事前調整を十分図った上で行うものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4 バス運行の確保</p> <p>バス事業者は、雪害時においても通勤通学等に必要な路線については、道路管理者と連携し、<u>除雪状況に応じたルート変更など柔軟な運行を確保するよう努めるものとする。また、降雪時においては、市町や沿線自治会等と協力して、バス停付近の除雪を行うものとする。</u>常に運行状況を把握し、運休、大幅な遅延等が発生した場合は、速やかに主要停留所での掲示等により乗客等に周知するとともに、県、関係市町、報道機関等に連絡し、広報するものとする。</p> <p>第5 優先的な供給</p> <p><u>石油事業者は、高速道路インターチェンジや幹線道路近くの給油所を拠点として、優先的な配送や、県外からの代替配送経路の確保を行うものとする。また、異常降雪が予想される場合、県は、石油事業者や輸送会社に対して、各給油所での在庫の積み増しやトレーラーの運転手の確保を要請するとともに、石油事業者等と協議した優先路線を除雪し、燃料輸送路を確保するものとする。</u></p> <p>第6 情報提供の確保</p> <p>雪害時においては、道路状況、列車の運行状況等の情報は、住民等が交通手段を確保する上で極めて重要であることから、道路管理者、鉄軌道事業者およびバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡および<u>テレビ画面やカーナビなど提供の手法等を最大限に活用し、住民等に対する確かな情報提供を行うとともに、県、市町、関係機関等に対する連絡を徹底するものとする。このため県は、交通事業者から報道機関に公共交通機関の運行情報等を提供する体制を構築する。</u></p> <p>第7 県および市町の情報提供</p> <p>県および市町は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得て住民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。<u>また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤等の対応を依頼するものとする。</u></p> <p><u>また、情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、県ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行うものとする。</u></p> <p>なお、県の除雪対策本部、災害対策連絡室または災害対策本部設置後の情報連絡系統は別図5、別図6および別図7のとおりとする。</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第6節 教育環境確保計画 第1～4（略） （新設）</p> <p>第7節（略）</p> <p>第8節 地域ぐるみ除排雪計画 第1（略） 第2 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施 （1）（略） （2）効率的な実施 市町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。</p> <p>第9節（略）</p>	<p>第6節 教育環境確保計画 第1～4（略）</p> <p>第5 公共施設の休館 <u>公共施設の館長は、道路の除雪状況等を把握したうえで、必要に応じて臨時休館等の措置を講ずる。</u></p> <p>第7節（略）</p> <p>第8節 地域ぐるみ除排雪計画 第1（略） 第2 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施 （1）（略） （2）効率的な実施 市町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。<u>また、災害救助法が適用された場合は、災害救助法による雪下ろしにより、高齢者世帯等を支援するものとする。</u></p> <p>第9節（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																																																
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節～2節（略）</p> <p>第3節 福井県の地形・地盤、社会構造第1（略） 第1（略） 第2 福井県社会構造 本県人口は約80万6千人、人口密度は192.4人/km²で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても人口は約26万6千人、人口密度は497.6人/km²であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。 (中略) 本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成23年度現在で約64万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。</p> <p>下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年前</th> <th>現 在</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>828,944人</td> <td>806,314人</td> <td>12.10.1現在 22.10.1現在</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>259,612世帯</td> <td>275,599世帯</td> <td>12.10.1現在 22.10.1現在</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>621,221台</td> <td>648,107台</td> <td>14.3.31現在 24.3.31現在</td> </tr> <tr> <td>水道給水人口と普及率</td> <td>792,129人 (95.7%)</td> <td>776,580人 (96.7%)</td> <td>14.3.31現在 24.3.31現在</td> </tr> <tr> <td>都市ガス供給世帯数</td> <td>40,496戸</td> <td>35,546戸</td> <td>13.12.31現在 23.12.31現在</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>283,733台</td> <td>175,501台</td> <td>14.3.31現在 24.3.31現在</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料（略） 都市ガス供給世帯数、普及率：福井県統計年鑑</p> <p>第4節（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節（略）</p> <p>第2節 自主防災組織育成計画 第1～2（略）</p> <p>第3 事業所等における自衛消防組織 (1) 活動内容 事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。 また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。</p>	区 分	10年前	現 在	備 考	人口	828,944人	806,314人	12.10.1現在 22.10.1現在	世帯数	259,612世帯	275,599世帯	12.10.1現在 22.10.1現在	(略)				自動車保有台数	621,221台	648,107台	14.3.31現在 24.3.31現在	水道給水人口と普及率	792,129人 (95.7%)	776,580人 (96.7%)	14.3.31現在 24.3.31現在	都市ガス供給世帯数	40,496戸	35,546戸	13.12.31現在 23.12.31現在	電話加入数	283,733台	175,501台	14.3.31現在 24.3.31現在	<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節～2節（略）</p> <p>第3節 福井県の地形・地盤、社会構造 第1（略） 第2 福井県社会構造 本県人口は約78万7千人、人口密度は187.7人/km²で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても人口は約26万6千人、人口密度は495.7人/km²であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。 (中略) 本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成28年度現在で約66万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。</p> <p>下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年前</th> <th>現 在</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>821,592人</td> <td>786,740人</td> <td>17.10.1現在 27.10.1現在</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>269,577世帯</td> <td>279,687世帯</td> <td>17.10.1現在 27.10.1現在</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>646,857台</td> <td>663,612台</td> <td>19.3.31現在 29.3.31現在</td> </tr> <tr> <td>水道給水人口と普及率</td> <td>788,857人 (96.4%)</td> <td>764,272人 (96.6%)</td> <td>19.3.31現在 29.3.31現在</td> </tr> <tr> <td>都市ガス供給世帯数</td> <td>36,827戸</td> <td>31,400戸</td> <td>18.12.31現在 28.12.31現在</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>256,926台</td> <td>104,280台</td> <td>19.3.31現在 29.3.31現在</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料（略） 都市ガス供給世帯数、普及率：福井県統計年鑑</p> <p>第4節（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節（略）</p> <p>第2節 自主防災組織育成計画 第1～2（略）</p> <p>第3 事業所等における自衛消防組織 (1) 活動内容 事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。 また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用</p>	区 分	10年前	現 在	備 考	人口	821,592人	786,740人	17.10.1現在 27.10.1現在	世帯数	269,577世帯	279,687世帯	17.10.1現在 27.10.1現在	(略)				自動車保有台数	646,857台	663,612台	19.3.31現在 29.3.31現在	水道給水人口と普及率	788,857人 (96.4%)	764,272人 (96.6%)	19.3.31現在 29.3.31現在	都市ガス供給世帯数	36,827戸	31,400戸	18.12.31現在 28.12.31現在	電話加入数	256,926台	104,280台	19.3.31現在 29.3.31現在
区 分	10年前	現 在	備 考																																																														
人口	828,944人	806,314人	12.10.1現在 22.10.1現在																																																														
世帯数	259,612世帯	275,599世帯	12.10.1現在 22.10.1現在																																																														
(略)																																																																	
自動車保有台数	621,221台	648,107台	14.3.31現在 24.3.31現在																																																														
水道給水人口と普及率	792,129人 (95.7%)	776,580人 (96.7%)	14.3.31現在 24.3.31現在																																																														
都市ガス供給世帯数	40,496戸	35,546戸	13.12.31現在 23.12.31現在																																																														
電話加入数	283,733台	175,501台	14.3.31現在 24.3.31現在																																																														
区 分	10年前	現 在	備 考																																																														
人口	821,592人	786,740人	17.10.1現在 27.10.1現在																																																														
世帯数	269,577世帯	279,687世帯	17.10.1現在 27.10.1現在																																																														
(略)																																																																	
自動車保有台数	646,857台	663,612台	19.3.31現在 29.3.31現在																																																														
水道給水人口と普及率	788,857人 (96.4%)	764,272人 (96.6%)	19.3.31現在 29.3.31現在																																																														
都市ガス供給世帯数	36,827戸	31,400戸	18.12.31現在 28.12.31現在																																																														
電話加入数	256,926台	104,280台	19.3.31現在 29.3.31現在																																																														

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画 第1～2 (略) 第3 指定避難所 (1)～(2) (略) (3) 避難所の備蓄 市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。 (4) (略) 第4 避難所運営体制の整備 (2) 市町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。 (3)～(5) (略) 第5～8 (略)</p> <p>第5～6節 (略) 第7節 要配慮者震災予防計画 第3 災害応急体制の整備 (2) 社会福祉施設の災害応急体制 社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。 (略) (3) 地域ぐるみの救護体制の整備 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。 市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難指導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略)</p>	<p><u>者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画 第1～2 (略) 第3 指定避難所 (1)～(2) (略) (3) 避難所の備蓄 市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市町は、<u>指定避難所となる施設</u>において、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等</u>を進める。 (4) (略) 第4 避難所運営体制の整備 (2) 市町は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定めるとともに、<u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> (3)～(5) (略) 第5～8 (略)</p> <p>第5～6節 (略) 第7節 要配慮者震災予防計画 第3 災害応急体制の整備 (2) 社会福祉施設の災害応急体制 <u>要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。</u> (略) (3) 地域ぐるみの救護体制の整備 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。 市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難指導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、<u>または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第8～11節（略）</p> <p>第12節 土砂災害防止計画 第1～5（略） 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(3)（略） (4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。 <u>県および市町は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を促進するよう努める。</u></p> <p>(5)（略）</p> <p>第13節（略） 第14節 津波災害防止計画 第1～2（略） 第3 警戒避難体制の整備 (3) 避難指示（緊急）等の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。</p> <p>第15節 建築物災害予防計画 第1～2（略） 第3 応急危険度判定体制 (1) 応急危険度判定士の養成 県は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、受講者を登録することにより、早急に判定士の養成に努める。</p> <p>第4～5（略） 第6 その他の構造物 (1)～(5)（略） (6) 天井材等の非構造部材等の安全対策 県および市町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。</p> <p>第16～18節（略）</p>	<p>る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略)</p> <p>第8～11節（略）</p> <p>第12節 土砂災害防止計画 第1～5（略） 第6 警戒避難体制の整備 (1)～(3)（略） (4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。 <u>また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることとする。</u> <u>県および市町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。</u></p> <p>(5)（略）</p> <p>第13節（略） 第14節 津波災害防止計画 第1～2（略） 第3 警戒避難体制の整備 (3) 避難指示（緊急）等の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。 <u>県は、市町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u></p> <p>第15節 建築物災害予防計画 第1～2（略） 第3 応急危険度判定体制 (1) 応急危険度判定士の養成 県は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、受講者を登録することにより、早急に判定士の養成に努める。</p> <p>第4～5（略） 第6 その他の構造物 (1)～(5)（略） (6) 天井材等の非構造部材等の安全対策 県および市町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 <u>また、県および市町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</u></p> <p>第16～18節（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第19節 緊急輸送計画 第1～3 (略) 第4 緊急輸送体制の確立 (1) (略) (2) 輸送体制 ①～② (略) ③ 海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E岸壁)、福井港(北耐震岸壁I)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p>第20～24節 (略)</p> <p>第25節 第1～3 (略) 第4 市町防災活動体制 (略) 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1～4節 (略)</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～2 (略) 第3 地震関係の情報の種類と概要 (略) (1) 緊急地震速報 ① (略) ②緊急地震速報の伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p> (2) (略)</p> <p>第4 (略) 第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) (略) (2) 避難指示（緊急）等の助言</p>	<p>第19節 緊急輸送計画 第1～3 (略) 第4 緊急輸送体制の確立 (1) (略) (2) 輸送体制 ①～② (略) ③ 海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E耐震岸壁)、福井港(北耐震岸壁I)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p>第20～24節 (略)</p> <p>第25節 第1～3 (略) 第4 市町防災活動体制 (略) 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p> 市町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1～4節 (略)</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～2 (略) 第3 地震関係の情報の種類と概要 (略) (1) 緊急地震速報 ① (略) ②緊急地震速報の伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p> 市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。</p> <p> (2) (略)</p> <p>第4 (略) 第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) (略) (2) 避難指示（緊急）等の助言</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）の対象地域および半断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。</p> <p>市町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>第6 （略）</p> <p>第6節 災害情報伝達計画 第1～2 （略） 第3 被害状況宝庫億 (1)～(2) (略) (3) 報告の方法 (略) 被害情報連絡体制</p> <div data-bbox="107 694 1057 813" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>⑥ 病院施設関係状況</p> <pre> graph LR A[市町（市立病院等）] --- B[健康福祉部] B --- C[事務局] D[県立病院] --- B E[県医師会（私立病院）等] --- B F[福井医科大学] --- G[総務部] G --- C </pre> </div> <p>第7～第8節 （略） 第9節 避難計画 第1 （略） 第2 避難態勢 (1) 避難を必要とする場合 ① 余震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合 ② 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合 ③ 津波の襲来が予想され、または襲来した場合 ④ 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合</p> <p>第10～第11節 （略） 第12節 医療救護計画 第1 （略） 第2 医療救護活動体制の確立 (1) 実施体制 （略） ① (略) ② 県の措置 ア (略) イ 健康福祉センター、県立病院は災害時医療に当たる。 特に県立病院は、医療救護所の後方支援病院としても役割を果たすとともに、救急救命センターとして救命救急に当たる。 (略) (2) 医療救護活動 ① 救護班 1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。</p>	<p>指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）の対象地域および半断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>市町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>第6 （略）</p> <p>第6節 災害情報伝達計画 第1～2 （略） 第3 被害状況宝庫億 (1)～(2) (略) (3) 報告の方法 (略) 被害情報連絡体制</p> <div data-bbox="1137 694 2087 813" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>⑥ 病院施設関係状況</p> <pre> graph LR A[市町（市立病院等）] --- B[健康福祉部] B --- C[事務局] D[県立病院] --- B E[県医師会（私立病院）等] --- B F[福井大学医学部附属病院] --- G[総務部] G --- C </pre> </div> <p>第7～第8節 （略） 第9節 避難計画 第1 （略） 第2 避難態勢 (1) 避難を必要とする場合 ① 地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合 ② 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合 ③ 津波の襲来が予想され、または襲来した場合 ④ 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合</p> <p>第10～第11節 （略） 第12節 医療救護計画 第1 （略） 第2 医療救護活動体制の確立 (1) 実施体制 （略） ① (略) ② 県の措置 ア (略) イ 健康福祉センター、県立病院は災害時医療に当たる。 また特に県立病院は、医療救護所の後方支援病院としても役割を果たすとともに、救急救命センターとして救命救急に当たる。 (略) (2) 医療救護活動 ① 救護班 1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
派遣機関	班数	派遣機関	班数
健康福祉センター	5	健康福祉センター	5
県立病院	5	県立病院	5
公的病院	18	公的病院	18
県医師会	33	県医師会	33
合計	61	合計	56
<p>第3～4 (略)</p> <p>第13～第16節 (略)</p> <p>第17～25節 (略)</p> <p>第26節 住宅応急対策計画</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 応急危険度判定制度</p> <p>県は、建築物の<u>余震</u>による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p> <p>第7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第27節 廃棄物処理計画</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28～31節 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第1節～2節 (略)</p> <p>第3節 民生安定計画</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資</p>		<p>第3～4 (略)</p> <p>第13～第16節 (略)</p> <p>第17節 ～25節 (略)</p> <p>第26節 住宅応急対策計画</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 応急危険度判定制度</p> <p><u>市町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</u></p> <p>県は、建築物の<u>地震</u>による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 各種被災建築物調査の説明</p> <p><u>市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町の活動の支援に努める。</u></p> <p>第9 石綿応急措置の実施</p> <p><u>建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。</u></p> <p><u>また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県および市町が周辺の立入禁止措置等を実施する。</u></p> <p>第27節 廃棄物処理計画</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 損壊家屋解体への対応</p> <p><u>県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u></p> <p>第28～31節 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第1節～2節 (略)</p> <p>第3節 民生安定計画</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 罹災証明書の交付</p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>市町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資</p>	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。</p> <p>第4節（略）</p>	<p>資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。</p> <p>第4節（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）原子力災害対策重点区域の設定</p> <p>本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、<u>原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場または事業所（以下「原子力事業所」という。）を対象に、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。</u></p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。） 原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲</p> <p>イ 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。） 原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲</p> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表1のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所</th> <th>PAZ関係市町 (おおむね5km圏)</th> <th>UPZ関係市町 (おおむね30km圏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構原子炉廃止措置研究開発 センター</u></td> <td>敦賀市</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</td> <td>敦賀市、美浜町</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所</td> <td>美浜町、敦賀市</td> <td>美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町</td> </tr> </tbody> </table>	原子力事業所	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)	日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構原子炉廃止措置研究開発 センター</u>	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）原子力災害対策重点区域の設定</p> <p>本県において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、<u>各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし</u>、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。</p> <p><u>また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。</u></p> <p><u>なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。</u></p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。） 原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲</p> <p>イ 緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。） 原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲</p> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は表1のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力施設（※）</th> <th>PAZ関係市町 (おおむね5km圏)</th> <th>UPZ関係市町 (おおむね30km圏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>2号機</u></td> <td>敦賀市</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</td> <td>敦賀市、美浜町</td> <td>敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所 <u>3号機</u></td> <td>美浜町、敦賀市</td> <td>美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町</td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設（※）	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)	日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>2号機</u>	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市	関西電力(株)美浜発電所 <u>3号機</u>	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町
原子力事業所	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)																							
日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構原子炉廃止措置研究開発 センター</u>	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																							
国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																							
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町																							
原子力施設（※）	PAZ関係市町 (おおむね5km圏)	UPZ関係市町 (おおむね30km圏)																							
日本原子力発電(株)敦賀発電所 <u>2号機</u>	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																							
国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市																							
関西電力(株)美浜発電所 <u>3号機</u>	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町																							

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行			改定案								
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町						
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町	関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町						
			<p>※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所</p> <p>下記の原子力施設は、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、関係市町は表2のとおりとする。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所もしくは施設</th> <th>UPZ関係市町 (おおむね5km圏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん</td> <td>敦賀市</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所1号機、2号機</td> <td>美浜町、敦賀市</td> </tr> </tbody> </table>			原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 (おおむね5km圏)	日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市	関西電力(株)美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市
原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 (おおむね5km圏)										
日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市										
関西電力(株)美浜発電所1号機、2号機	美浜町、敦賀市										
<p>(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、<u>放射性物質の環境への放出前の段階から</u>、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(ア) 緊急事態区分および緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>(略)</p>			<p>(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、<u>通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される</u>前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(ア) 緊急事態区分および緊急時活動レベル (EAL)</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>② 具体的な基準</p>								

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案			
<p>② 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p> <p>原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <u>【日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機】</u></p> <table border="1" data-bbox="184 787 1486 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 787 379 829">緊急事態区分</th> <th data-bbox="379 787 1486 829">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 829 379 1921">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="379 829 1486 1921"> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL			
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>			
<p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p> <p>原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み <u>(削除)</u></p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案
<p>緊急事態区分</p> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(削除)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案
<p>緊急事態区分</p> <p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(削除)</p> <p>1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
<p>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所】</p>		<p><u>の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</u></p> <p>【関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所3, 4号機】</p>	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	警戒事態 (第1段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合</p> <p>⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案
<p>緊急事態区分</p> <p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】</p>	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改 定 案	
【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、 <u>国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</u>
施設敷地緊急事態（略）		施設敷地緊急事態（略）	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ②～⑫ （略）	全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ②～⑫ （略）
(新設)		3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所1、2	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
<p>4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして</p>	<p>号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1504 289 1703 331">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1703 289 2789 331">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1504 331 1703 669">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="1703 331 2789 669"> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL			
	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1504 766 1703 808">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1703 766 2789 808">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1504 808 1703 1115">施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td data-bbox="1703 808 2789 1115"> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1504 1211 1703 1253">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1703 1211 2789 1253">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1504 1253 1703 1516">全面緊急事態 (第3段階)</td> <td data-bbox="1703 1253 2789 1516"> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 				
	<p>4. 炉規法第43条の3の3の3の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設</p> <p>【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
<p>原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設) 【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】</p>		<p>号機、関西電力(株)美浜発電所1, 2号機】</p>	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県において、大津波警報が発令された場合 ③ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合 	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 	全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。
(イ) (略)		(イ) (略)	
第5～7 (略)		第5～7 (略)	
別表1（本節第4関係）		別表1（本節第4関係）	
	原子力事業所	号機	所在地
		炉型	認可出力 (万kW)
		電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日
		着工 年月日	営業(本格) 運転

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行										改 定 案												
	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格) 運転													
運 転 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17	日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57.1.26	S.57.3	S.62.2.17				
	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	〃	82.6	S.46.6	S.47.3.13	S.47.7	S.51.12.1				
	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27	関西電力(株)大飯発電所	3号機	おおい町大島	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	S.62.3	H.3.12.18			
		2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5		4号機	〃	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	S.62.3	H.5.2.2		
		3号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.3.12.18		1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14				
		4号機	〃	〃	118.0	S.60.1	S.62.2.10	S.62.3	H.5.2.2			2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14			
	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.44.5	S.44.12.12	S.45.4	S.49.11.14	関西電力(株)高浜発電所	3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17				
		2号機	〃	〃	82.6	S.45.5	S.45.11.25	S.46.2	S.50.11.14		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5				
		3号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.1.17		小 計		8基	773.8								
		4号機	〃	〃	87.0	S.53.3	S.55.8.4	S.55.11	S.60.6.5		運 転 終 了	1号機	おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.10	S.54.3.27			
小 計		10基	1,008.8						2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47.7.4	S.47.11	S.54.12.5						
運 転 終 了	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14	小 計		2基	270.7									
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28	建設 準備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8							
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25		4号機	〃	〃	153.8								
小 計		3基	119.7						小 計		2基	307.6										
建 設 中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		敦賀市白木	FBR	28.0	S.57.5	S.58.5.27	S.60.9	未定	小 計		5基	128.5									
	小 計		1基	28.0						廃 止 措 置 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40.5	S.41.4.22	S.42.2	S.45.3.14			
建 設 準 備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8				関西電力(株)美浜発電所		1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	S.41.4	S.41.12.1	S.42.8	S.45.11.28				
		4号機	〃	〃	153.8						2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43.5.10	S.43.12	S.47.7.25				
小 計		2基	307.6						国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん			敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了				
廃 止 措 置 中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センタ 二		敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46.8	S.54.3.20 H.15.3.29 運転終了	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		敦賀市白木	FBR	28.0	S.57.5	S.58.5.27	S.60.9	未定				
	小 計		1基	16.5						小 計		5基	128.5									
合 計		17基	1,480.6						合 計		17基	1,480.6										

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

第1 福井県

(4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

第2 (略)

第3 関係市町

(4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

第4～6 (略)

第7 指定地方行政機関

6 北陸農政局(福井県拠点)

10 道路管理課

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

第1 福井県

(4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携

第2 (略)

第3 関係市町

(4) 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携

第4～6 (略)

第7 指定地方行政機関

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>6 北陸農政局福井支局（福井地域センター）</p> <p>10 防災課</p> <p>第8 （略）</p> <p>第9 指定公共機関および指定地方公共機関 13 原子力事業本部敦賀発電所<u>敦賀事業本部</u></p> <p>第10 （略）</p> <p>第3節 広域的な活動協力体制 原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、<u>地方放射線モニタリング対策官</u>、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。 その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～2節 （略）</p> <p>第3節 原子力防災専門官および<u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携 第1 （略） 第2 <u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携 県は、次の事項について<u>地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。 (1) 緊急時モニタリング計画の作成 (2) 事故時の連絡体制の準備 (3) 緊急時モニタリング訓練の実施 (4) 緊急時モニタリングセンターの準備の協力 (5) 緊急時モニタリングの実施 (6) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等</p> <p>第4節 防災業務関係者の人材育成 第1 （略） 第2 県における研修 (1) （略） ア～エ （略） オ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測および大気中拡散予測</p>	<p>第8 （略）</p> <p>第9 指定公共機関および指定地方公共機関 13 原子力事業本部敦賀発電所敦賀<u>廃止措置実証本部</u></p> <p>第10 （略）</p> <p>第3節 広域的な活動協力体制 原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、<u>上席放射線防災専門官</u>、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。 その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～2節 （略）</p> <p>第3節 原子力防災専門官および<u>上席放射線防災専門官</u>との連携 第1 （略） 第2 <u>上席放射線防災専門官</u>との連携 県は、次の事項について<u>上席放射線防災専門官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。 (1) 緊急時モニタリング計画の作成 (2) 事故時の連絡体制の準備 (3) 緊急時モニタリング訓練の実施 (4) 緊急時モニタリングセンターの準備の協力 (5) 緊急時モニタリングの実施 (6) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等</p> <p>第4節 防災業務関係者の人材育成 第1 （略） 第2 県における研修 (1) （略） ア～エ （略） オ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測等に関する知識 カ～ケ （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>の活用に関する知識 カ～ケ （略） (2)～(3) （略） 第3～4 （略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備 第1～5 （略） 第6 緊急時システム (1) 県は、国、関係指定公共機関および原子力事業者と連携し、<u>平常時から気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEEDIネットワークシステム等）に係る機器や、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。</u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。 (2) (略) 第7 （略）</p> <p>第7節 第2 原子力災害医療体制の確立 表1 原子力災害医療機関 若狭町国民健康保険上中病院</p> <p>第8～9節 （略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～3 （略） 第4 関係機関との協定 県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協</p>	<p>(2)～(3) （略） 第3～4 （略）</p> <p>第5節 （略）</p> <p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備 第1～5 （略） 第6 緊急時システム (1) 県は、国、関係指定公共機関および原子力事業者と連携し、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。 (2) (略) 第7 （略）</p> <p>第7節 第2 原子力災害医療体制の確立 表1 原子力災害医療機関 若狭町国民健康保険上中診療所</p> <p>第8～9節 （略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～3 （略） 第4 関係機関との協定 県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 応急生活物資供給 ア （略） イ 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、一般財団法人福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート<u>および株式会社セブンイレブン・ジャパン</u>それぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>力に関する協定」</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 緊急輸送</p> <p>ア 一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」</p> <p>(略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第11～14節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 緊急時の通報連絡</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国が行う通報連絡</p> <p>国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第4～9 (略)</p> <p>別表1（本節第3（1）関係）</p> <p>原子力事業所に係る関係市町等一覧</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1) 動員配備の基準</p> <p>職員の動員配備の基準は、表1によるものとする。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 緊急輸送</p> <p>ア 一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会、<u>一般社団法人福井県タクシー協会</u>と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定」</p> <p>(略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第11～14節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 緊急時の通報連絡</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国が行う通報連絡</p> <p>国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。<u>その際併せて、気象情報を提供するものとする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第4～9 (略)</p> <p>別表1（本節第3（1）関係）</p> <p>原子力事業所に係る関係市町等一覧</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<u>新型転換炉原型炉ふげん</u></p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1) 動員配備の基準</p> <p>職員の動員配備の基準は、表1によるものとする。</p> <p>表1 動員配備基準</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
表1 動員配備基準				緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
警戒事態（第1段階）	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発表されたとき	災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置) 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員	警戒事態（第1段階）	(1) 所在市町で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発表されたとき	災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置) 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員
	(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、原子力災害警戒本部の設置の必要があるとき	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員		(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、原子力災害警戒本部の設置の必要があるとき	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
施設敷地緊急事態（第2段階）	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、原子力災害対策本部の設置の必要があるとき	原子力災害対策本部を設置 原子力災害現地対策本部を設置	職員全員	施設敷地緊急事態（第2段階）	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、原子力災害対策本部の設置の必要があるとき	原子力災害対策本部を設置 原子力災害現地対策本部を設置	職員全員
全面緊急事態（第3段階）	(1) 全面緊急事態が発生したとき			全面緊急事態（第3段階）	(1) 全面緊急事態が発生したとき		
				(2)～(3) (略)			

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>キ 緊急時に動員する職員</p> <p>(ア) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>ク 緊急時に動員する職員</p> <p>(ア) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、総務部政策推進グループ総括主任、総合政策部政策推進課総括主任、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐、および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>第5～9 (略)</p> <p>別図2（本節第3（3）ケ関係）</p> <p>福井県災害対策本部の組織（概略）図（地震津波との複合災害の場合）</p>  <p>第3節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げおよび緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</p> <p>国は、指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮に</p>	<p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>キ 緊急時に動員する職員</p> <p>(ア) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、総合政策部政策推進課総括主任、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</p> <p>(3) 組織および事務分掌</p> <p>ク 緊急時に動員する職員</p> <p>(ア) 各部連絡責任者</p> <p>各企画参事、総合政策部政策推進課総括主任、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐、および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。</p> <p>第5～9 (略)</p> <p>別図2（本節第3（3）ケ関係）</p> <p>福井県災害対策本部の組織（概略）図（地震津波との複合災害の場合）</p>  <p>第3節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げおよび緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</p> <p>国は、指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況および気象予測等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																																
<p>入れ、また、原子力事故の状況および気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第5 動員配備の基準</p> <p>緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、別表1のとおりとする。</p> <p>配備体制は、県原子力安全対策課長が、知事の命を受け決定するものとする。</p> <p>別表1（本節第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td>(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</td> <td>福井県モニタリング本部設置</td> <td>○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (第2段階)</td> <td>(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</td> <td>緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続</td> <td>上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (第3段階)</td> <td>(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）	全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)			<p>(4) (略)</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第5 動員配備の基準</p> <p>緊急時モニタリングの動員配備の基準および人員等は、別表1のとおりとする。</p> <p>配備体制は、県原子力安全対策課長が、知事の命を受け決定するものとする。</p> <p>別表1（本節第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td>(1) <u>所在市町</u>で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が<u>発表</u>されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</td> <td>福井県モニタリング本部設置</td> <td>○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (第2段階)</td> <td>(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</td> <td>緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続</td> <td>上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (第3段階)</td> <td>(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～7 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難等の防護対策の実施</p> <p>(1) 避難および一時移転</p>	緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	警戒事態 (第1段階)	(1) <u>所在市町</u> で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が <u>発表</u> されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）	全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)		
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制																														
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																														
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）																														
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)																																
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制																														
警戒事態 (第1段階)	(1) <u>所在市町</u> で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が <u>発表</u> されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	福井県モニタリング本部設置	○県 ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○原子力事業者 ・関西電力㈱ ・日本原子力発電㈱ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																														
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動継続	上記に加え ○市町の支援要員 ○県外地方公共団体の支援要員 ○県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）																														
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき (第1章第4 表2参照)																																

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2 避難等の防護対策の実施</p> <p>(1) 避難および一時移転 避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、<u>気象予測やSPEEDIネットワークシステムによる拡散予測の結果等を参考にしつつ、実施の判断を行った上で</u>、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。</p> <p>(2) 屋内退避 屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。 特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置 ア 県の措置 (ア)～(エ) (オ) 出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁） 県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。 ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。</p> <p>(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請（PAZ関係市町、消防および警察） 県は、PAZ関係市町、PAZ関係消防本部および県警察に対し、PAZ内に滞在する観光客等一時</p>	<p>避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて<u>その必要性を判断し</u>、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。</p> <p><u>暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。</u></p> <p>(2) 屋内退避 屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。 特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。 <u>また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p>(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、<u>原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し</u>、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置 ア 県の措置 (ア)～(エ) (オ) 出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁） 県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。 ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。 <u>・発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの派遣を行うこと。</u></p> <p>(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請（PAZおよびUPZ関係市町、消防および警察） 県は、PAZおよびUPZ関係市町、PAZおよびUPZ関係消防本部および県警察に対し、PAZおよびUPZ内に滞在する観光客等一時滞在者の<u>帰宅等の呼びかけ</u>について、広報を要請するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>滞在者の<u>P A Z外への退避</u>について、広報を要請するものとする。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(キ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他</p> <p><u>国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</u></p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ その他</p> <p><u>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、施設敷地緊急事態の段階において相互に協力して作成した全面緊急事態における防護措置の実施方針（P A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。</u></p>
<p>第4 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5～14 (略)</p> <p>第6～7節 (略)</p>	<p>第4 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他</p> <p><u>国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県および関係市町は、相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の実施方針（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。</u></p> <p>第5～14 (略)</p> <p>第6～7節 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>表2-1 原子力災害医療協力機関（医療機関）</p> <p>若狭町国民健康保険上中<u>病院</u></p> <p>第3 原子力災害医療の実施</p> <p>表3 原子力災害医療体制の概要</p> <p>若狭町国民健康保険上中<u>病院</u></p>	<p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>表2-1 原子力災害医療協力機関（医療機関）</p> <p>若狭町国民健康保険上中<u>診療所</u></p> <p>第3 原子力災害医療の実施</p> <p>表3 原子力災害医療体制の概要</p> <p>若狭町国民健康保険上中<u>診療所</u></p>